

## サポート要件の判断に関する裁判例 — 「発光装置」事件 —

H30.1.23 判決 知財高裁 平成 29 年（行ケ）第 10047 号  
審決（無効・不成立）取消請求事件：請求棄却

### 概要

特許請求の範囲に記載の発明の性能を達成するための具体的方法が明細書に記載されていない場合でも、前判決等で判示された内部量子効率の改善方法に関する技術常識に加えて、出願当時に類似物質で同等の性能が達成されていることを証拠に、当該発明の課題を解決できると認識できる範囲であるとして、サポート要件を充足すると判断された事例。

#### 特許請求の範囲

【請求項 1】（訂正後）

赤色蛍光体と、緑色蛍光体とを含む蛍光体層と、発光素子とを備え、

前記赤色蛍光体が放つ赤色系の発光成分と、前記緑色蛍光体が放つ緑色系の発光成分と、前記発光素子が放つ発光成分とを出力光に含む発光装置であって、

前記出力光が、白色光であり、

前記赤色蛍光体は、前記発光素子が放つ光によって励起されて、 $Eu^{2+}$ で付活され、かつ、600nm以上660nm未満の波長領域に発光ピークを有するニトリドアルミノシリケート系の窒化物蛍光体・・・（略）・・・であり、・・・（略）・・・

前記青色発光素子が放つ光励起下において前記赤色蛍光体は、内部量子効率が80%以上であり、・・・（略）・・・を特徴とする発光装置。

#### 前判決（平成 27 年(行ケ)第 10097 号）

本件発明は特許法 29 条 2 項の規定に違反すると判断した前審決に対し、本件発明の赤色蛍光体は、前記青色発光素子が放つ光励起下において内部量子効率が80%以上であるのに対し、引用発明である甲 3 発明の本件発明とは別の赤色蛍光体があるものか否か不明である点（以下、相違点 5）につき、『内部量子効率を80%以上とすることができるか否かは、出発点となる内部量子効率の数値にも大きく依存するものと考えられる』ところ、当業者は、甲 3 発明から出発しても、本件発明の明細書に記載された赤色蛍光体の内部量子効率はどの程度のものかは認識することはできないから、内部量子効率を80%以上とする構成を容易に想到することができたものと認めることはできないと判断し、前審決を取り消した。

#### 主な争点

- 1 サポート要件適合性に関する判断の誤り（取消事由 2）
- 2 相違点 5 についての容易想到性判断の誤り（取

消事由 4）

#### 裁判所の判断

1 取消事由 2 について

『特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かについては、・・・（略）・・・その記載や示唆がなくとも当業者が出願時（当該出願が分割出願であるときは、その最先の原出願時）の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものと解される。

・・・（略）・・・「高い光束を放つ発光装置を得るためには、・・・（略）・・・発光素子が放つ光励起下において最も内部量子効率が低い蛍光体は、内部量子効率（絶対値）が、80%以上、好ましくは85%以上、より好ましくは90%以上の蛍光体とする。」ことが記載されている。

ここで、本件明細書には、本件発明の構成要素の赤色蛍光体である「 $Eu^{2+}$ で付活され、かつ、600nm以上660nm未満の波長領域に発光ピークを有するニトリドアルミノシリケート系の窒化物蛍光体」の内部量子効率に関し、・・・（略）・・・段落【0126】に、405nmの励起光下での内部量子効率は約60%であると記載されているほかには、・・・図13から、440～500nmの波長領域における最小の内部量子効率は500nmの励起光下での65%程度であることが読み取れるに留まる。

・・・（略）・・・本件明細書には「今後製造条件の最適化によって、1.5倍以上の内部量子効率の改善が可能である」と記載されているものの、その具体的根拠を示す記載は何ら見当たらないから、上記の各記載内容を前提とすると、本件明細書の発明の詳細な説明の記載又はその示唆のみを直接の基礎として、当業者が直ちに、特許請求の範囲に記載された発明がその発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえない。

ウ そこで、当業者が原出願時の技術常識に照らし、発明の課題を解決できると認識できる範囲のも

のであるかどうかを検討する。

・・・(略)・・・

(イ) 平成15年10月2日に公開された甲5文献には、ニトリドアルミノシリケート系ではなく、類似のニトリドシリケート窒化物蛍光体についてはあるものの、実施例9として量子効率が86.7%の $Sr_{1.4}Ca_{0.6}Si_5N_8:Eu$ 赤色蛍光体が開示されている。併せて、蛍光体の原料中に含まれる・・・(略)・・・不純物が、発光輝度を低下させたり、付活剤の活性を阻害する原因になり、・・・(略)・・・こうした不純物等を系外に除去する必要性が示されている。

(ウ) 平成15年12月4日に国際出願された特許についての甲51文献には、450nmの励起光下で605～650nmに発光ピークを有し、80%を超える高い量子効率を示すニトリドアルミノシリケート系赤色蛍光体 $Sr_{1.96}Si_3Al_2N_6O_2:Eu_{0.04}$ が開示されている。

(エ) そして、上記1(5)において認定したとおり、本件明細書には、本件発明の構成要素であるニトリドアルミノシリケート系赤色蛍光体について、原料化合物の種類及び重量、反応促進剤の有無、焼成条件等を含めた具体的な製造方法が記載されていることを勘案すると、本件明細書の記載に接した当業者は、原出願時の技術常識と認められる上記

(イ)の示唆に従って製造条件や製造工程を最適化することにより、当該ニトリドアルミノシリケート系赤色蛍光体の内部量子効率を高めることが可能であると認識できるというべきである。そして、上記(ウ)において認定したとおり、原出願がされた当時の技術水準としても、ニトリドアルミノシリケート系赤色蛍光体の量子効率を80%以上とすることが実際に可能であったことからすると、特許請求の範囲に記載された発明は、当業者が原出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであると認めるのが相当である。

エ したがって、本件特許に係る特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合するものであるから、本件審決に誤りはないというべきである。』

## 2 取消事由4について

本判決は、まず相違点5に係る構成につき、甲3発明に甲51文献等記載の周知技術ないし技術常識を適用した原告の主張は、同一の引用例から再度新たな立証をし、裁判所がこれを採用して、前判決の拘束力に従ってされた本件審決の認定を違法とすることとなり、許されない(最高裁昭和63年(行ツ)第10号平成4年4月28日第三小法廷判決)と判断し、さらに次のように判断した。

『原告は、相違点5に係る構成につき、甲3発明と甲51文献記載の公知発明に基づいて当業者が容易に想到できたものであるから、これと異なる判断をした本件審決には誤りがあると主張する。

しかし、この主張も(1)と同様の理由により許されないものである上、審決取消訴訟においては、審判手続において審理判断されなかった公知事実と

の対比における無効原因は、審決を違法とし、又はこれを適法とする理由として主張することができない(最高裁昭和42年(行ツ)第28号同51年3月10日大法廷判決・民集30巻2号79頁)ところ、本件審判手続において、甲51文献記載の公知発明について審理判断されていたと認めるに足りる証拠はないから、原告の主張は、本件訴訟の審理範囲を逸脱するものであって、この点からしても許されないというべきである。』

## 検討

1 審決では、前判決が一般論として、本件出願の優先日前において、ニトリドシリケート系の窒化物蛍光体(甲3発明)の内部量子効率が80%以上のものを製造できる可能性を技術常識に基づいて想定できることは否定していないとする一方で、ニトリドアルミノシリケート系の窒化物蛍光体が出願時の技術常識に照らして内部量子効率80%以上とし得ないとの主張については、具体的な根拠がないために採用できないとしていた。

本判決では、前判決で認定された非ニトリドアルミノシリケート系蛍光体の不純物の除去についての文献による技術常識に加えて、原告が取消事由4の主張で新たに提出した甲51文献を追加して当業者の課題解決可能性を裏付け、サポート要件に適合することを認定した。前判決、審決及び下記参考判決に比べ、明細書等に具体的な実現手段の記載のない数値範囲を請求項に係る発明に対して認めることについて、慎重に判断が行われた印象を受ける。

2 参考判決として、分割出願である本件特許の原出願に係る発明の実施可能要件が争われた平成24年(行ケ)第10020号事件がある。当該判決でも、実施例から出発して赤色蛍光体の内部量子効率を80%以上とすることは可能であると判断しているが、主には赤色・緑色蛍光体からなる「蛍光体」全体の内部量子効率を80%以上とすることは、赤色蛍光体の量子効率が80%未満であったとしても可能であるとの認定に基づき実施可能性を認定した点で、本判決とは異なることに留意すべきである。

## 実務上の指針

1 本判決のサポート要件の判断については、従来の基準と変わらない。即ち、実施例に記載された数値範囲に対して、出願時の技術常識を踏まえた上で、「発明の課題の解決ができることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えているかで判断される。そのため、実施例に記載された数値範囲を超えて特許請求の範囲に記載された発明の数値範囲とすることができかどうかは、発明の属する技術分野の技術常識に基づいて慎重に判断すべきである。

2 原告側から見ると、甲51文献が進歩性判断の根拠としては採用されず、サポート要件の判断で採用されており、逆手にとられた形となった。審判の時点で審理されていない公知発明の無用な主張はしないよう心がけたい。以上